

臨時休業（休校）となる場合について

大阪市立天下茶屋小学校

午前7時の時点及び午前7時を過ぎて始業時刻までに、次に掲げるア～カの状態及び規模の災害等が発生した場合、臨時休業とします。

ア. 大阪市において、「暴風警報」若しくは「暴風雪警報」又は「特別警報」が発表された場合。
(大雨・洪水・波浪などの警報及び注意報の場合は休校にはなりません。)

イ. 所在する区（本校では西成区）のいずれかの地域において、**大阪市（大阪市長）より、河川氾濫の「警戒レベル3（高齢者等避難）」、「警戒レベル4（全員避難）」の発令があった場合。**

なお、河川氾濫に伴う臨時休業等については、気象庁等から出される防災気象情報（警戒レベル相当情報）ではなく、大阪市（大阪市長）が発令する避難情報に基づき、ご判断ください。
つまり・・・

気象庁等から出される防災気象情報（警戒レベル3相当情報）だけでは臨時休業とはなりません。
大阪市（大阪市長）が発令する避難情報で警戒レベル3と出れば臨時休業となります。

この情報は次の方法でわかります。

- 大阪市HP（発令した場合、トップ画面に表示されます。）
- おおさか防災ネット（メール登録もできます。）
- 大阪市危機管理室ツイッター
- LINE大阪市公式アカウント
- 防災スピーカー（発令した場合、放送が流れます。）

ウ. 大阪市内のいずれかの地域において、震度5弱以上の地震が発生（気象庁発表）した場合。

エ. 「南海トラフ地震に関する情報」（臨時）のうち、「観測された現象を調査した結果、南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時に比べて相対的に高まったと評価された場合」に関するもの（気象庁発表）が発表された場合。

オ. テレビ・ラジオ等で、大阪市教育委員会より「臨時休業」のニュースが流れたとき。

カ. 午前7時現在、JR大阪環状線及び大阪メトロ（ニュートラムを含む）のどちらも全面運休しているとき。

※ 児童が登校している場合や始業時刻後に上記の態様及び規模の災害等が発生した場合は、児童の自宅周辺や通学路の安全と保護者等の在宅を確認したうえで、**引渡しもしくは教職員が引率等を行**い下校させます。ただし、校区内に「警戒レベル4（全員避難）」の発令がなされた場合、校内にて児童の安全確保に努め、待機・避難させます。

※ 登下校中に災害等が発生した場合、その状況に応じ、自宅、学校園、その他近くの安全な場所等に避難することやどのような行動をとることが安全確保につながるか等、事前に話し合っておいてください。

※ 電話によるお問い合わせは、ご遠慮ください。

※ 学校が臨時休業の場合、いきいき活動も中止になります。